

免税軽油制度の継続を求める意見書

上田市の観光産業の重要な柱の一つであるスキー産業の発展に寄与してきた軽油引取税の課税免除の特例措置である免税軽油制度は、平成24年3月31日をもって廃止されることになっています。

免税軽油制度は、船舶、鉄道、農業、林業、製造業など幅広い分野において認められ、スキー場においては、索道事業者が使用するゲレンデ整備車や降雪機等の軽油が課税免除となっています。

この制度が廃止された場合、これらが軽油引取税の課税対象となることから、索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるばかりでなく、地域経済にもはかり知れない悪影響を与えることが懸念されます。

よって、国におかれては、免税軽油制度を今後も継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年10月4日

上田市議会議長 南 波 清 吾